

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合は、

刑事に関する共助の分野における日本国と欧州連合加盟国との間の協力を一層実効あるものとすることを希望し、

そのような協力が犯罪と戦うことに貢献することを希望し、

双方が、正義、法の支配及び民主主義の諸原則並びに司法の独立性を尊重することを誓約していることを再確認して、

次のとおり協定した。

第一条 趣旨及び目的

1 請求を受ける国（以下「被請求国」という。）は、請求を行う国（以下「請求国」という。）の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）についてこの協定の規定に従って共助を実施する。

2 この協定は、犯罪人引渡し、刑事手続の移管及び第二十五条に規定する没収を除く刑の執行については、適用しない。

第二条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「両締約者」とは、日本国及び欧州連合をいう。
- (b) 「加盟国」とは、欧州連合加盟国をいう。
- (c) 「国」とは、日本国又は加盟国をいう。
- (d) 「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。
- (e) 「財産」とは、あらゆる種類の資産（有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わない。）及びこれらの資産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。
- (f) 「道具」とは、犯罪を行うために、方法のいかんを問わず、その全部又は一部を用い又は用いようとした財産をいう。

(g) 「収益」とは、犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(h) 「凍結」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(i) 「没収」とは、犯罪に関する訴訟手続の後に裁判所その他の司法当局が命令する刑罰又は措置であつて財産の最終的な奪をもちたらしめるものをいう。

第三条 共助の範囲

共助には、次の措置をとることを含む。

- (a) 証言又は供述の取得
- (b) 映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた聴取を可能とすること。
- (c) 物件の取得（搜索又は差押えによるものを含む。）
- (d) 銀行口座に関する記録、文書又は報告の取得
- (e) 人、物件又は場所の見分

- (f) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
- (g) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供
- (h) 文書の送達及びある者に対する請求国における出頭の招請の伝達
- (i) 拘禁されている者の身柄の一時的な移送であつて証言の取得その他の立証の目的のためのもの
- (j) 収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続についての共助
- (k) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて日本国と加盟国との間で合意されたもの

第四条 中央当局の指定及び責務

それぞれの国は、共助の請求の送付、受領及び当該請求への回答、請求された共助の実施又は自国の法令に基づいて当該共助を実施する権限を有する当局への当該請求の送付に責任を有する中央当局を指定する。中央当局は、附属書Ⅰに掲げる当局とする。

第五条 中央当局間の連絡

- 1 この協定に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して送付される。
- 2 日本国及び加盟国の中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡する。

第六条 共助の請求の申立てを行う権限を有する当局

自国の法令によりこの協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局は、附属書Ⅱに掲げる。

第七条 認証

それぞれの国がこの協定に従って送付する書類であつて、当該国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されているものは、認証を必要としない。

第八条 共助の請求

1 請求国は、共助の請求を書面により行う。

2 請求国は、緊急の場合には、被請求国との連絡がついた後、他の信頼し得る通信の方法（ファクシミリ又は電子メールを含む。）により共助の請求を行うことができる。この場合において、被請求国が求めるときは、請求国は、当該請求の補足的な確認を書面により事後速やかに行う。

3 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

- (a) 権限のある当局であつて捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）を行うものの名称
- (b) 捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の対象となる事実

- (c) 捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の内容及び段階
- (d) 請求国の関連法令（適用される刑罰に関するものを含む。）の条文又は解説
- (e) 請求する共助の内容についての説明
- (f) 請求する共助の目的についての説明

4 共助の請求に当たっては、次の事項のうち当該共助に関連性を有すると認めるものについて可能な限り通報する。

- (a) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報
- (b) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表
- (c) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明
- (d) 請求する銀行口座に関する記録、文書又は報告が犯罪の捜査と関連性を有し、かつ、当該捜査のために必要であると請求国が認める理由についての説明及び請求する共助の実施を促進し得るその他の情報
- (e) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (f) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(g) 文書の送達又は招請の伝達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(h) 請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報

(i) 収益又は道具、これらの所在地及びこれらの所有者の特定についての正確な説明

5 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについても通報する。

(a) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法又は手続についての説明

(b) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(c) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

6 被請求国は、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの協定に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、追加的な情報を提供するように要請することができる。

第九条 言語

共助の請求及びそれに附属する文書には、被請求国の公用語による翻訳文を添付する。ただし、当該翻訳

文は、すべての場合又は緊急の場合において、附属書Ⅲに掲げる言語によるものとすることができる。

第十条 請求された共助の実施

- 1 被請求国は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 2 被請求国は、請求された共助を自国の法令に基づく措置により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、実行可能と認める場合には、第八条4(g)又は5(a)に規定する特定の方法又は手続であつて共助の請求に示されたものに従う。当該請求に示された方法又は手続による共助の実施が被請求国にとって実行上の問題を引き起こす場合には、被請求国は、当該問題を解決するため請求国と協議する。
- 3 被請求国は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国は、その保留の理由を請求国に通報し、その後の手続について協議する。被請求国は、当該実施の保留に代えて、必要と認める条件を請求国との協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。
- 4 被請求国は、請求国が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の

実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国にその旨を通報するものとし、請求国は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

5 被請求国は、請求された共助の実施の状況に関する請求国による合理的な照会に回答する。

6 被請求国は、請求国に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述（証言、供述又は物件の提出を求められた者による請求国の法令に基づく免除、不能又は特権の主張を含む。）を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国は、記録若しくは文書の原本又は、合理的な理由がある場合には、それらの認証された謄本を提供する。被請求国は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国に通報する。

第十一条 共助の拒否事由

1 被請求国は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

- (a) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪又はこれに関係する犯罪に関連すると認める場合
- (b) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合。この(b)の規定の適用上、請求国の法令の下で死刑を科し得る犯罪又は、日本国と附属書IVに掲げる一の加盟国との関係においては、請求国の法令の下で無期の拘禁刑を科し得る犯罪に関する共助の実施については、そのための条件に関し被請求国と請求国との間で合意がある場合を除くほか、被請求国は、当該実施により自国の重要な利益が害されるおそれがあると認めることができる。
- (c) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合
- (d) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）であって共助の請求の目的であるものの対象となる者について、日本国又は加盟国において同一の事実により確定判決を受けたことがある者であると認める場合

(e) 被請求国が、共助の請求がこの協定に定める要件に適合していないと認める場合

2 被請求国は、請求国における捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合には、自国の法令に基づき強制措置が必要となる共助を拒否することができる。日本国と附属書IVに掲げる二の加盟国との関係においては、被請求国は、請求国における捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合には、共助を拒否することができる。

3 被請求国は、銀行による秘密の保持を理由としては、共助を拒否することができない。

4 被請求国は、この条の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができるかと認める場合には、請求国と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

5 被請求国は、共助を拒否する場合には、請求国に拒否の理由を通報する。

第十二条 費用

1 被請求国は、請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要

するすべての費用を負担する。

2 1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、請求国が負担する。

(a) 鑑定人に支払う手数料

(b) 翻訳、通訳及び記録に要する費用

(c) 第二十二條及び第二十四條の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費

(d) ビデオ会議を行うための回線の設営のために被請求国において生ずる費用及び当該回線の被請求国における使用に関連する費用

(e) 特別な費用

3 請求国及び被請求国は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要となる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第十三条 証言、供述、物件又は情報の使用制限

1 請求国は、被請求国の事前の同意がない限り、この協定の規定に従って提供される又はこの協定の規定

の下で他の方法によって取得される証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報（個人情報を含む。）を該当する共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）以外の手続において使用してはならない。被請求国は、この同意を与えるに当たり、自国が適当と認める条件を付すことができる。

2 被請求国は、請求国がこの協定の規定に従って提供される又はこの協定の規定の下で他の方法によって取得される証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報（個人情報を含む。）を秘密のものとして取り扱うことを要請することができるものとし、また、被請求国が定めるその他の条件に従う場合にのみ当該物件又は情報を使用することができる。請求国は、当該物件又は情報を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

3 証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報（個人情報を含む。）を提供する国は、例外的な状況において、それらの提供に際し、それらを受領する国がそれらの使用に関する情報を提供することを要請することができる。

第十四条 物件の輸送、保管及び返還

1 被請求国は、請求国がこの協定の規定に従って提供された物件を被請求国が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国は、この協定の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が被請求国が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第十五条 証言又は供述の取得

1 被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合に、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該者が証言又は供述の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言又は供述の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 被請求国は、この条の規定に従って証言又は供述の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言又は供述を取得することができる。ただし、そのような主張が行われた際には証言又は供述を取得してはならない旨を請求国が共助の請求において述べている場合には、この限りでない。

第十六条 ビデオ会議を通じた聴取

1 請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合であつて、その聴取が請求国の手続において必要であるときは、被請求国は、当該権限のある当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。請求国及び被請求国

は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するために協議を行う。

2 請求国と被請求国との間に別段の合意がある場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。

(a) 被請求国の当局は、共助の請求に示された聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を促進するため当該者を招請する。

(b) 聴取は、請求国の法令及び被請求国の法の基本原則に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。

(c) 被請求国の当局は、必要な場合には通訳の援助を受けて、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。被請求国の当局が当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合には、当該当局は、聴取が当該基本原則に従って継続することを確保するため必要な措置を直ちにとる。

(d) 被請求国は、必要に応じ、請求国又は聴取される者の要請により、当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(e) 聴取される者は、請求国又は被請求国のいずれかの法令の下で当該者に与えられる証言を行わない権利を主張することができる。また、請求国及び被請求国の当局の間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置がとられる。

第十七条 物件の取得

1 被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（搜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十八条 銀行口座

1 被請求国は、捜査の対象となる自然人又は法人が共助の請求に示された一又は二以上の銀行口座を保有し又は支配しているか否かについて確認する。

2 被請求国は、特定の口座に関する特定の記録、文書又は報告、共助の請求に示された又は1の規定に

従って特定された口座を通じて特定の期間において遂行された銀行の業務の記録及び送金者又は受領者の口座に関する特定の記録、文書又は報告を提供する。

3 この条に規定する義務については、口座を管理する銀行が保有する情報にのみ適用する。

4 被請求国は、物件の取得のために請求された共助に関して自国が適用する条件により、1及び2に規定する共助を実施することができる。

第十九条 人、物件又は場所の見分

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、被請求国の法令に基づいて当該強制措置をとることを正当化する情報を請求国が被請求国に対し提供する場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第二十条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の

努力を払う。

第二十一条 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

1 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件（犯罪記録を含む。）であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。

第二十二条 文書の送達及び招請の伝達

1 被請求国は、自国に所在する者に対し、文書の送達（召喚状その他請求国の権限のある当局への当該者の出頭を求める文書の送達を含む。）を実施する。被請求国は、自国に所在する者に対し、請求国の権限のある当局への出頭が招請されていることを伝達する。

2 共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める文書の送達に係るものである場合には、当該共

助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国の中央当局によって受領されるものとする。

被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

3 1の規定に従って送達され又は送付される文書が作成され又は翻訳された言語を名あて人が理解しないことを請求国が認識している場合には、請求国は、当該文書を当該名あて人が理解する言語に翻訳するよう努め、又は少なくとも当該文書の重要な部分を当該言語に翻訳する。

4 1の規定に従って送達される文書には、当該文書に関して名あて人が自己の重要な権利及び義務についての情報を当該文書を発出した権限のある当局又は請求国のその他の当局から得ることができる旨の説明を含める。ただし、当該権利及び義務がある場合に限る。

5 被請求国は、第十条6の規定に従って文書の送達の結果を通報するに当たり、送達を受けた者が日付を付し、かつ、署名した受領証により、又は送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法についての被請求国の説明により、当該送達が実施されたことを証明する。被請求国は、請求国の要請がある場合であって可能なときは、1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者の回答につき請求国に速やかに通報する。

6 1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者であつて当該当局に出頭しないものは、共助の請求又は送達され若しくは送付される文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第二十三条 保護措置

1 前条1の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が招請され、又は求められている者は、

(a) 被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国において拘禁されず、また、身体的自由についての制限の対象とはならない。

(b) 共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）においても、証拠を提出することを強制されず、また、協力することを強制されない。

2 1に規定する保護措置が与えられない場合には、請求国は、該当する者がその旨を伝達され、かつ、請求国の権限のある当局に出頭するか否かにつき決定を行うことができるようにするため、共助の請求又は送達される文書にその旨を明記する。

3 1に規定する保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a) 該当する者の出頭が請求国の権限のある当局により要求されなくなった日又は該当する者が出頭期日に請求国の権限のある当局に出頭しなかった日から連続した十五日の期間、該当する者が請求国を離れる機会を有していたにもかかわらず、任意に請求国にとどまった場合にあつては、当該十五日の期間が経過した時

(b) 該当する者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあつては、その戻った時

4 1に規定する保護措置が3(a)及び(b)の規定に従つて終了したことを請求国が認識している場合であつて、その終了に係る情報が被請求国によつて求められており、かつ、請求国によつて必要なものであると認識されているときは、請求国は、被請求国にその旨を遅滞なく通報する。

第二十四条 拘禁されている者の一時的な移送

1 証言の取得その他の立証の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、請求国及び被請求国が合

意したときに限る。

2 請求国は、被請求国が1の規定に従って身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。

3 請求国は、請求国と被請求国との間の事前の又は別段の合意に従い、該当する者を被請求国に直ちに送還する。

4 請求国によって該当する者が拘禁された期間は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

5 この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条1に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が、共助の請求に示された特定の手続以外の捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）において、証拠を提出すること又は協力することに同意し、かつ、請求国及び被請求国がそのような同意があることについて合意する場合は、この限りでない。

6 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求における記述のいかなる問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第二十五条 収益又は道具の凍結及び没収

1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続について共助を実施する。

2 1に規定する没収に係る共助の請求には、没収を命令する裁判所その他の司法当局による決定を添付する。

3 収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を請求国に移転することができる。

4 この条の規定の適用に当たり、善意の第三者の正当な権利及び利益については、被請求国の法令に従って尊重する。

第二十六条 自発的な情報交換

1 日本国及び加盟国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相互に提供することができる。

2 情報を提供する国は、情報を受領する国による当該情報の使用について条件を付することができる。この

場合において、情報を提供する国は、情報を受領する国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する国は、当該条件に合意した場合には、これに従う。

第二十七条 他の文書との関係

1 この協定のいずれの規定も、いずれかの国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

2 この協定のいずれの規定も、日本国及び加盟国がこの協定の規定を確認し、補足し、拡大し又は拡充する国際協定を締結することを妨げるものではない。

第二十八条 協議

1 日本国及び加盟国の中央当局は、必要な場合には、請求された共助の実施に関する困難を解決し、及びこの協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十九条 地理的適用

1 この協定は、日本国の領域に適用し、また、欧州連合に関しては次のものに適用する。

(a) 加盟国の領域

(b) 加盟国が対外関係について責任を有する領域又は加盟国が対外関係に関連して一定の任務を有する加盟国以外の地域。ただし、両締約者が外交上の公文の交換によって合意し、かつ、関係する加盟国により正当に確認される場合に限る。

2 1 (b)の規定に従って拡張された領域又は地域へのこの協定の適用については、一方の締約者が他方の締約者に対し、外交上の経路を通じて、六箇月の予告をもって書面による通告を行うことにより、かつ、日本国と関係する加盟国との間で正当に確認される場合には、終了することができる。

第三十条 附属書の地位

附属書は、この協定の不可分の一部を成す。附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢは、両締約者の間の書面による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第三十一条 効力発生及び終了

1 この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する

外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の日の後に行われた共助の請求（請求された共助がこの協定の効力発生の日の前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3 いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し、二千九年十二月十五日に東京で、及び二千九年十一月三十日にブリュッセルで署名した。この協定は、イタリア語、エストニア語、オランダ語、ギリシヤ語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、スロベニア語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、ハンガリー語、フィンランド語、フランス語、ブルガリア語、ポーランド語、ポルトガル語、マルタ語、ラトビア語、リトアニア語及びルーマニア語によっても作成される。両締約者は、外交上の公文の交換

によりこれらの言語による協定文を確定する。

日本国のために

岡田克也

欧州連合のために

ベアトリス・アスク

附属書Ⅰ 中央当局

両締約者の中央当局は、次の当局とする。

日本国 法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者

アイルランド 司法・平等・法改革大臣及び同大臣が指定する者

イタリア共和国 司法省法務総局刑事局

エストニア共和国 法務省

オーストリア共和国 法務省

オランダ王国 法務省（ヘーグ）

キプロス共和国 法務・公の秩序省

ギリシャ共和国 法務・透明性・人権省

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 内務省（英国中央当局）、歳入関税庁及びスコットラ

ンド検察庁

スウェーデン王国 法務省

スペイン王国 法務省国際司法協力副総局

スロバキア共和国

公判前の手続 検事総局

公判中の段階 法務省

共助の請求の受領 法務省

スロベニア共和国 法務省国際協力・国際共助局

チェコ共和国

事件の訴えが裁判所に提起される前（公判前の手続） チェコ共和国最高検察庁

事件の訴えが裁判所に提起された後（公判中の刑事手続） チェコ共和国法務省

デンマーク王国 法務省

ドイツ連邦共和国 連邦司法庁

ハンガリー共和国 法務・法執行省及び最高検察庁

フィンランド共和国 法務省

フランス共和国 司法省刑事・恩赦局国際刑事共助課

ブルガリア共和国 法務省

ベルギー王国 連邦法務省国際刑事協力局

ポーランド共和国

公判前の段階 国家検察庁

公判中の段階 法務省

ポルトガル共和国 検事総局

マルタ共和国 司法長官庁

ラトビア共和国

起訴までの公判前捜査の間 国家警察

事件を裁判所に送致するまでの公判前捜査の間 検察総局

公判中 法務省

リトアニア共和国 リトアニア共和国法務省及びリトアニア共和国最高檢察庁
ルーマニア 法務・市民的自由省協力総局国際法・条約局国際刑事共助課
ルクセンブルク大公国 検事総長

附属書II

第六条の規定に関し、自国の法令によりこの協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局は、次の当局とする。

日本国 裁判所、裁判長、裁判官、検察官、検察事務官及び司法警察職員

アイルランド 検察庁長官

イタリア共和国

検察官

検事正、検事正補、軍事検事正、軍事検事正補、検事総長、検事総長補、軍事検事総長及び軍事検事総長補

裁判官

治安判事、捜査判事、予備聴聞判事、通常裁判所、軍事裁判所、巡回裁判所、控訴裁判所、控訴巡回裁判所、控訴軍事裁判所及び破棄院

エストニア共和国 裁判官及び検察官

オーストリア共和国 裁判所及び検察官

オランダ王国 法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員

キプロス共和国 司法長官、国家警察長官、関税・間接税局長官、資金洗浄対策室（MOKAS）室員
並びにキプロス共和国において調査及び起訴を行う権限を有するその他の当局又は者

ギリシャ共和国 控訴院検察庁

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 裁判所及び検察官

スウェーデン王国 裁判所及び検察官

スペイン王国 刑事法廷の治安判事及び裁判官並びに検察官

スロバキア共和国 裁判官及び検察官

スロベニア共和国 地区裁判所裁判官、捜査判事、地方裁判所裁判官、高等裁判所裁判官、最高裁判所

裁判官、憲法裁判所裁判官、地方検察官、高等検察官及び最高検察官

チェコ共和国 チェコ共和国の検察官及び裁判所

デンマーク王国 地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所及び公訴関係機関（法務省、検察庁長官、検察官及び警察本部長を含む。）

ドイツ連邦共和国 連邦司法省、連邦通常裁判所（カールスルーエ）、連邦通常裁判所検事総長（カールスルーエ）、連邦司法庁、バーデン・ヴュルテンベルク州司法省（シュトゥットガルト）、バイエルン州司法・消費者保護省（ミュンヘン）、司法省（ベルリン）、ブランデンブルク州司法省（ポツダム）、自由ハンザ都市ブレーメン司法・憲法省（ブレーメン）、自由ハンザ都市ハンブルク司法省（ハンブルク）、ヘッセン州司法・統合・欧州担当省（ヴァイスバーデン）、メクレンブルク・フォアポンメルン州司法省（シュヴェエリン）、ニーダーザクセン州司法省（ハノーバー）、ノルトライン・ヴェストファーレン州司法省（デュッセルドルフ）、ラインラント・プファルツ州司法省（マインツ）、ザールラント州司法省（ザールブリュッケン）、ザクセン州司法省（ドレスデン）、ザクセン・アンハルト州司法省（マクデブルク）、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州司法・平等・統合省（キール）、テューリンゲン州司法省（エアフルト）、上級地方裁判所、地方裁判所、区裁判所、上級地方裁判所検事長、地方裁判所検事正、国家社会主義犯罪捜査のための司法行政州中央事務局（ルートヴィヒスブルク）、連邦刑事庁及びド

イツ税関捜査局中央事務局

ハンガリー共和国 検察庁及び裁判所

フィンランド共和国 法務省、第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所、検察官、警察当局、税関当局及び予備刑事捜査法の下で刑事手続における予備刑事捜査当局の資格を有する国境警備官

フランス共和国 刑事裁判所の院長、所長、裁判長及び裁判官、刑事裁判所の予審判事並びに刑事裁判所の検察官（破棄院検事総長、控訴院検事長、破棄院検察官、控訴院検察官、大審裁判所検事正、大審裁判所検察官、違警罪裁判所検察官職務代理者及び軍事裁判所検事正）

ブルガリア共和国

公判前の刑事事件 ブルガリア共和国最高破棄検察庁

公判段階の刑事事件 ブルガリア共和国裁判所

ベルギー王国 司法当局（法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。）

ポーランド共和国 検察官及び裁判所

ポルトガル共和国 検察庁（捜査段階）、捜査判事及び公判裁判官

マルタ共和国 治安判事裁判所、少年裁判所、刑事裁判所、刑事控訴裁判所、司法長官、司法副長官、司法長官庁法務官及び治安判事

ラトビア共和国 捜査官、検察官及び裁判官

リトアニア共和国 裁判官及び検察官

ルーマニア 裁判所及び裁判所検察部

ルクセンブルク大公国 司法当局（法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。）

附属書Ⅲ

第九条の規定に関し、日本国及び加盟国は、次の言語を受け入れる。

日本国 すべての場合において日本語及び緊急の場合において英語。ただし、日本国は、個別の緊急の場合において、この附属書の下で英語による翻訳文を受け入れていない請求国からの請求について、日本語による翻訳文を要求する権利を留保する。

アイルランド すべての場合においてアイルランド語及び英語

イタリア共和国 すべての場合においてイタリア語及び緊急の場合において英語

エストニア共和国 すべての場合においてエストニア語及び英語

オーストリア共和国 すべての場合においてドイツ語及び緊急の場合において英語

オランダ王国 すべての場合においてオランダ語及び緊急の場合において英語

キプロス共和国 すべての場合においてギリシャ語及び英語

ギリシャ共和国 すべての場合においてギリシャ語及び緊急の場合において英語

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 すべての場合において英語

スウェーデン王国 すべての場合においてスウェーデン語、デンマーク語及びノルウェー語。ただし、請求を取り扱う当局が個々の事案において別の言語を認める場合を除く。

スペイン王国 すべての場合においてスペイン語

スロバキア共和国 すべての場合においてスロバキア語

スロベニア共和国 すべての場合においてスロベニア語及び英語

チェコ共和国 すべての場合においてチェコ語及び緊急の場合において英語

デンマーク王国 すべての場合においてデンマーク語及び緊急の場合において英語

ドイツ連邦共和国 すべての場合においてドイツ語及び緊急の場合において英語

ハンガリー共和国 すべての場合においてハンガリー語及び緊急の場合において英語

フィンランド共和国 すべての場合においてフィンランド語、スウェーデン語及び英語

フランス共和国 すべての場合においてフランス語

ブルガリア共和国 すべての場合においてブルガリア語及び緊急の場合において英語

ベルギー王国 すべての場合においてオランダ語、フランス語及びドイツ語並びに緊急の場合において英語

ポーランド共和国 すべての場合においてポーランド語

ポルトガル共和国 すべての場合においてポルトガル語並びに緊急の場合において英語及びフランス語
マルタ共和国 すべての場合においてマルタ語

ラトビア共和国 すべての場合においてラトビア語及び緊急の場合において英語

リトアニア共和国 すべての場合においてリトアニア語及び緊急の場合において英語

ルーマニア すべての場合においてルーマニア語、英語及びフランス語。ルーマニアは、長い文書に關し、個別の場合において、ルーマニア語による翻訳文を要求する権利又は請求国による経費の負担において当該翻訳文を作成する権利を留保する。

ルクセンブルク大公国 すべての場合においてフランス語及びドイツ語並びに緊急の場合において英語

附属書IV

第十一条1(b)の規定に関し、同規定中の「一の加盟国」は、ポルトガル共和国である。

同条2の規定に関し、同規定中の「二の加盟国」は、オーストリア共和国及びハンガリー共和国である。